

遺産から生じた果実の遺産分割対象性をめぐる議論

——最高裁判平成二六年一二月一二日判決がもたらしうる影響——

村 田 大 樹

- 一 はじめに
- 二 遺産から生じた果実に関する一般的議論
- 三 平成一七年判決をめぐる議論
- 四 平成二六年の二つの判決をめぐる議論
- 五 考察と結語

一 はじめに

1 遺産から生じた果実

遺産から果実が生じた場合に、それも遺産分割の対象として扱われるか論じられることがある。相続開始後に遺産から生じた果実は、当然のことながら、相続開始時には被相続人の財産中に存在していたものではない。相続が、「被相続人の財産に属した一切の権利義務」を承継するものであることからすると（民法八九六条）、遺産から生じた果実や収益は遺産ではなく、遺産分割の対象にはならないとの立論が成り立ちうる。他方で、果実や収益が遺産から生じるものである以上は、それらも遺産の一部であると言えないわけではない。少なくとも、遺産と同視して取り扱うべきだと主張することは妨げられない。

長らく争われていたこの問題に対して、最判平成一七年九月八日民集五九巻七号一九三二頁（以下、「平成一七年判決」と表記する）はひとつの解答を示した。それは、果実が遺産分割の対象になることに否定的な態度を示すものであった。最高裁は、遺産共有中の不動産から生じた賃料債権について、これを「遺産とは別個の財産とすべき」であるとして、相続分に応じて分割して取得されると判断したのである。

ところが、近時、最判平成二六年一月二二日判時二三五一号三五頁（以下、「平成二六年一月判決」または「二月判決」と表記する）が、平成一七年判決と抵触するようにも見える判断を示した。遺産に含まれる投資信託受益権の、相続開始後に発生した収益分配金の交付を受ける権利について、最高裁はこれを「受益権の内容を構成するものである」と述べ、そこから生じた具体的請求権を、投資信託受益権と別個の財産とは取り扱わなかったのである。本体である投資信託受益権自体については、すでに最判平成二六年二月二五日民集六八巻二号一七三頁（以下、「平成二六年二月判決」

または「二月判決」と表記する)によつて、相続開始後に当然に相続分に応じて分割されることはないと判断されている。したがつて、その内容を構成する収益分配金の交付を受ける権利も、当然に分割されることはない。これは収益分配金請求権が遺産分割の対象になることを意味しよう。⁽²⁾

2 本稿の目的

(1) 両判決の整理とそれへの懸念

平成一七年判決と平成二六年一二月判決の関係については、すでに次のような評価が見られる。それによれば、平成一七年判決が遺産から生じた法定果実の扱いを判断したものであるのに対して、平成二六年一二月判決は収益分配金の交付を受ける権利から生じる具体的権利を法定果実とは捉えていない。その意味で、判例法理としての齟齬はない。⁽³⁾ 両者はそれぞれ異なる問題を扱った判決であり、異なる法理の下に位置づけられるべきものとなる。

たしかに、投資信託における収益分配金は、単純な利息等とは性質を異にする。その中には元本の一部払戻しとみなされる特別分配金が含まれることもあるなど、⁽⁴⁾ 物の使用の対価とは言い難い面がある。しかし、そのようにして二つの判決を整合的に説明できるとしても、懸念は直ちには解消しない。すなわち、「投資信託受益権における収益分配金を、当該受益権の法定果実とみるのか、それともその交付を受ける権利は受益権の内容を構成するのかは、区別の基準が必ずしも明確ではない」⁽⁵⁾との指摘があり、この懸念は投資信託受益権の場合にとどまらないからである。例えば、株式が共同相続された場合に、その配当金がどちらとして扱われるのかという問題が直ちに思い浮かぶ。

(2) 検討の方向性

両判決の置かれたこのような状況を考えると、今後の課題は、上記の区別の基準を明確化することであるようにも思われる。しかし、進むべき道はそれだけだろうか。区別の必要性が生じる原因は、法定果実が遺産分割の対象にならないとの理解を前提にするからである。この前提を再検証する必要もあるのではないだろうか。

上述のとおり、両判決は、別の問題を扱ったものとして整理することが可能である。他方で、その区別の一般的基準は必ずしも確かではなく、二つの問題に類似性があることもまた事実である。平成二六年一月判決の射程をめぐる議論は、遺産から生じた果実の問題に影響を与えることはないのだろうか。⁽⁶⁾ 本稿は、このような視点に立ち、遺産から生じた果実の処遇について、平成二六年一月判決を踏まえて、今我々の置かれた状況をあらためて確認することを目的とする。

平成二六年判決の影響を考えるためには、平成一七年判決が賃料債権を遺産分割の対象に含めないとの判断を示すに至るまでの議論状況を確認しておく必要がある。そこには、平成一七年判決以前の一般的議論状況と、平成一七年判決に特有の事情が含まれる。以下では、まず平成一七年判決以前の議論状況と(二)、平成一七年判決の内容とそれをめぐる議論を確認し(三)、その後、平成二六年の二つの判決とその内容を検討した上で(四)、平成二六年一月判決が遺産から生じた果実の処遇に与える影響を考察する(五)。

(1) この問題に関する文献では、「果実」という表現を用いながら、そこに、厳密な意味での果実以外に、遺産を使用して得られた営業利益なども区別せずに含められる場合がある。また、それらを指す概念として「収益」の語が用いられることもある。この「果実」および「収益」という言葉について、本稿では、原則として、民法八八条の定める意味で「果実」の語を用い、それ以外を「収益」と呼ぶことにする。もともと、本稿は賃料債権を中心とする法定果実の扱いを念頭に置くものであり、果実や収益の問題を一般的に論じるものではない。

(2) 後に見るように、二月判決の事案は、共同相続人の一人が遺産分割を経ずに権利行使できるかが争われたものであるため、具体的に生じた収益分配金請求権が遺産分割の対象になるかどうかが直接に判断されたわけではない。この点に関して、小川恵一判批(二月判決)「同法三七九号二〇四頁(二〇一五年)」は、遺産分割手続外での処理の可能性に言及する。だが、投資信託受益権自体が遺産分割の対象になることは間違いなく、そうである場合に、分割されなかった収益分配金請求権のみを遺産分割手続外で処理すべき理由はないように思われる。

(3) 潮見佳男「判批(二月判決)」金法二〇二五号五八頁(二〇一五年)。

(4) 判例時報その他の二月判決掲載誌における匿名コメントでも、この点が平成一七年判決との差異として指摘されている。

(5) 山下純司「共同相続における財産権帰属の判例法理」金法二〇〇九号五五頁(二〇一五年)。

(6) 平成二六年二月判決の評釈において、平成一七年判決との関係に触れるものは多く見られる。もともと、判例評釈としての性格もあってか、平成二六年二月判決が平成一七年判決に矛盾しないのかという観点での記述が多くを占めている。

二 遺産から生じた果実に関する一般的議論

1 かつての議論

(1) 遺産共有の法的性質から

遺産から生じた果実が遺産分割の対象になるかに関する現在の議論に立ち入る前に、まずは、かつて見られた二つのアプローチを確認しておきたい。ひとつは、遺産共有の性質論と関連づけてこれを論じるものである。

遺産共有を物権法上の共有と同視するいわゆる共有説に立つる論者は、次のように論じる。まず、各共同相続人は、民法二四九条によって個々の遺産全体について相続分に応じた使用を認められる。そこから、果実もこれと同様に考え、「相続物の果実は相続分の割合に応じて各共同相続人に分割されるべき」と主張するのである。⁽⁷⁾しかし、遺産共有の性質について共有説に立つからと言って、果実を遺産分割の対象から外すとの帰結が当然に導かれるとは限らない。遺産共

有を物権法上の共有と同視したとしても、その分割が遺産分割手続きによることは否定できない。遺産分割が遺産全体を総合的に把握して共同相続人間における再分配を目的としている以上、そのような遺産分割の趣旨・目的から、「相続開始以後、分割時までには個々の共同相続財産から生じた収益が分割の対象に含まれると解することは多言を要しない」と論じることもできるからである。⁽⁹⁾

他方で、遺産共有を遺産全体の包括的共有関係と捉える合有説に立てば、遺産から生じる果実も遺産に含まれるとの考えは比較的自然に導かれやすい。合有説の立場からは、「遺産の収益の帰属は、その基礎となる権利の帰属と表裏一体の関係にある」としたうえで、「遺産分割前の遺産の収益は相続人全員に帰属し、分割の対象となると解すべき」であるとの主張がされるようになる。⁽¹⁰⁾

(2) 遺産分割対象の確定時期から

もうひとつのアプローチは、遺産分割の対象となる財産が確定する時期から果実の帰趨を論じる方法である。対象の確定時期が相続開始時であるとすれば、その後が生じた果実は遺産分割の対象に含まれないとの帰結が必然的に導かれる。

それに対して、確定時期が遺産分割時であるとすれば、「自然的滅失その他によって分割時に現存しない遺産は分割の対象とならえないとともに、現存する遺産は遺産の産出した果実、代償財産を含めて一切が分割の対象となるので、それらの果実・代償財産は共同相続人全員に帰属することになる」と言うことも可能になる。⁽¹¹⁾しかし、遺産分割対象の確定時期を遺産分割時と考えることは、果実を遺産分割の対象に含める可能性を開くものではあっても、そのような結論を論理必然的に導くものではない。

(3) 二つのアプローチの衰退とその後

遺産共有を合有と考え、遺産分割対象の確定時期を遺産分割時とすれば、遺産から生じた果実も遺産分割の対象に含めるとの帰結は理論的には導かれやすい。しかし、このような高い視点からの議論は、現在では低調である。まず、遺産分割の対象確定時期については、現在では遺産分割時の財産を基準とすることで大勢は決している。また、遺産共有の性質論については、少なくとも学説上、理念的な対立の型としてはともかく、個別問題の解釈における統一的な出发点としては、その地位を失っている。遺産共有の性質について共有説に立つたとしても、そのことが何か確定的な結論を導きはしないからである。

しかし、周知のとおり判例は、一貫して共有説の立場に固執し、遺産共有状態の間に生じる法律関係を財産法上のルールによって処理する傾向にある。後述するように(三二)、平成一七年判決も、このような判例の態度の帰結に位置づけることができる。

他方で、平成一七年判決が登場するまで、裁判例や学説においては果実や収益を遺産分割の対象に含めるかについて多様な見解が主張された。もともと、昭和五五年頃からはひとつの方向性に固まり始め、家事審判実務において支持されていくようになる。その見解によれば、果実は原則として遺産分割の対象に含まれないが、共同相続人間の合意があれば対象に含むことができる⁽¹⁴⁾とされる。以下では、家事審判実務がこのような考え方に至るまでの議論状況を見ていくことにする⁽¹⁵⁾。なお、裁判所の示した判断は基本的に扱っていない。個別事情が判断に影響している場合が多いと考えられ、他の学説と噛みあった応答になっているか判断しかねることと、すでにそれらを紹介して整理する多数の文献があるためである⁽¹⁵⁾。

2 実体法上の議論

(1) 理念型としての肯定説

(a) 遺産と果実の関係性

議論は、果実ないし収益が遺産分割の対象になることへの肯定的見解から始まった。その目的は、つまるところ、共同相続人間の公平の実現にある。

東京家裁の判事だった岡垣学・田中弘は、高松高決昭和三六年一月八日家月一四巻七号六二頁を題材とした判例研究において、いち早く遺産分割の対象とすることへの肯定的見解を主張した⁽¹⁶⁾。この高裁決定では、相続開始後に生じた農地の小作料、自作収益、宅地の占有利益といった果実・収益について、これらが相続財産とは別個の共有財産であり、遺産分割の対象にはならないとの判断が示されていた。岡垣・田中は、この決定を遺産共有の法的性質に関する共有説からの帰結であると理解した上で、遺産分割の特殊性を根拠にこれを批判する。兩判事によれば、遺産分割は、共有物分割とは異なり、遺産全体を総合的に把握して共同相続人に再分配することを目的としている。そうであるならば、遺産共有の性質に拘って遺産分割の特殊性を顧慮しないのは誤りであり、遺産から生じた収益も遺産分割の対象に含めるべきだとして⁽¹⁷⁾のである。

その後も引き続いて、複数の裁判官から肯定説が主張されるようになる。その根拠としては、遺産共有の法的性質を合有と捉えること⁽¹⁸⁾や、収益とそれを生み出した遺産との同質性に求められている⁽¹⁹⁾。もつとも、これらは抽象的かつ概念的な説明であり、必ずしも実質的な根拠づけとはなっていない。

(b) 結論の妥当性

これに対して高木多喜男は、この問題を、何が共同相続人にとって望ましいかという「理論的よりもむしろ実際的に見て解決されるべき事柄」であると考えた。⁽²⁰⁾ 高木によれば、元物と果実を遺産分割審判で一括して配分することの利点は、単に紛争の一回的解決の観点から便利だという点にのみあるのではない。遺産から生じた果実は、共同相続人の一人が消費したり保管したりしていることが多い。そのため、果実の分割を訴訟手続きに委ねることは、他の相続人に訴訟の費用や時間を負担させることになる。権利の有無という観点からはそれでも問題ないが、現実には、その負担は果実を収取した相続人による独占という不公平な結果を多く招来させることになってしまうとする。⁽²¹⁾

(2) 果実・収益の多様性への考慮

他方で高木は、遺産から生じる利益の中には、異質な考慮を必要とするものが含まれうることを指摘する。それはすなわち、①賃料・預貯金の利息・株式配当のように、遺産から自然発生的に生じるものと、②農地を耕作して得る収益や営業財産を活用して得る利潤のように、個人の能力や費用が加わるものである。高木は、前者を「果実」、後者を「収益」または「遺産利益」と呼んで区別する。⁽²²⁾ これらを分けて検討するのは、後者については、収益者の労働力、経営能力、経営費用の投下などを考慮に入れる必要があるためである。

もっとも、高木の結論としては、そのいずれについても遺産分割の対象に含めることが肯定されている。その理由は結局、「この考え方が、最も共同相続人間の平等ないし公平を実現しうるから」であり、その点は「果実」の場合と異ならない。⁽²³⁾ ただし、そのすべてを遺産分割の対象にすることは、却って共同相続人間の平等を害する結果となる。そこで高木は、「遺産利益」については、「(総収益額－経営費用) × 労働寄与率」の計算式によって算出される額を、遺産

分割の対象に含めるべきであるとする。⁽²⁶⁾

3 手続面に関する議論

(1) 審判の迅速性をめぐって

(a) 果実・収益の性質に応じた区別？

以上のように、果実ないし収益を遺産分割の対象に含めることについては肯定的な見解が有力に主張されていたにもかかわらず、裁判実務ではこれを否定的に解するものが後を絶たなかった。そのひとつである東京高決昭和五六年五月一八日決定家月三五巻四号五五頁では、「遺産は民法上特別の規定がない限り相続開始時に被相続人に帰属していた財産のみに限られるのは当然であり、遺産の果実である家賃収入が遺産に属しないことは言うをまたない」とまで言われている。

この決定の評釈において、林醇は、高木と同様に果実や収益には多様なものが含まれることを指摘しつつ、そのことが裁判所の結論に影響していることを示唆している。⁽²⁶⁾ つまり、果実・収益の中には、①管理を要することなく元物から自動的に発生するもの、②遺産の管理や代金の払い込みが必要なもの、③利用者が労働力を投下した結果生じたもの⁽²⁷⁾などがあり、さらに、その原因となる法律関係についても、相続開始前に成立したものと相続開始後に相続人によって新たに設定されたもの⁽²⁸⁾とがありうる。林は、これらを「その発生原因、時期、態様などを考慮せずに遺産分割の対象とすることには躊躇を感じざるを得ない」と言う。⁽³⁰⁾

この懸念は、遺産分割審判手続きにおいて次のようなかたちで現れる。第一に、相続開始後に新たに加わった法律関係から生じる果実を次々と審判の対象にしていけば、際限がなくなる。第二に、職権探知主義を採る家事審判手続きで

は、当事者の協力が得られなければ、民事訴訟に比べて真実発見・事実解明が困難であり、遺産分割審判の長期化を招いてしまう。これでは、共同相続人間の公平の実現や紛争の一回的解決という趣旨を没却することになりかねない。³¹⁾

以上の理由から林は、遺産から生じた果実・収益を、その発生原因、種類、時期、算定の難易により、遺産分割審判の対象とすべきものと、訴訟手続きで分割すべきものとを具体的に決していくことが妥当な態度であるとする。³²⁾ もっとも、区別の具体的基準について林は述べていない。その結果、この見解に対しては、審判事項と訴訟事項が明確に区別できなくなること、特に審判手続きではなく訴訟手続きで分割が争われた場合に、どちらの手続きで分割すべきかの判断が可能なのかといった批判が加えられることとなった。³³⁾

(b) 正確な判断の放棄？

審判の長期化という林の懸念に対しては、次のような見方もある。橘勝治も、林に先立って、果実・収益が遺産分割審判の対象になるとすれば、それらの内容を的確に把握して迅速に遺産分割を行なうことができるのかという問題を立てていた。橘は、林と異なり、これを肯定的に捉えて次のように述べる。すなわち、「実質的にみると、分割の対象としてどのようなものが存在するかは、当事者が明らかにしないかぎり家庭裁判所の知りうるところではないから、裁判所が職権によつても全遺産を把握して総合的な分割を行うのが遺産分割の建前であるとしても、職権による遺産の実態の解明には多くを期待できるものではなく、基本的には当事者が提出した資料によつて明らかにされた限度の遺産をもつて全遺産とし、これを対象とする遺産分割を行うことをもつて足りる」と言う。³⁴⁾ もちろん、このような対応をした場合には、脱落が生じる虞がある。この点について橘は、そのような審判も遺産の一部分割をしたものとして効力を有するものとして、脱落した遺産の遺産分割をさらに行えばよいとする。そうすれば遺産分割の長期化は回避できる。³⁵⁾

しかし、このような見解は十分には受け入れられなかった。その理由は必ずしもはつきりしていないが、少なくとも、果実や収益の発生に相続人の費用や労働力が加わっている場合などには、その点について審理せざるを得ず、結局は審判の長期化を避けることができないと言えよう。

(2) 手続きの選択

(a) 例外としての分割審判

果実や収益を遺産分割の対象に含めるとしても、いかにして正確かつ迅速に分割を行うかという問題に直面する。この点が、果実・収益の性質論や遺産分割の目的論以上に、議論の方向性を決定付けていった。

この手続上の問題は早い段階から意識されている。議論の端緒として初めに日野原昌の見解を挙げよう。日野原はまず、遺産分割の対象とすることを一切否定する見解に対して、当事者が分割審判での解決を望み、それが容易であるのなら、収益を審判で扱うことが違法であるとまでは言えないと述べる⁽³⁶⁾。しかし、常に遺産分割審判の対象に含めることについては、次の二点から否定的な見解を示す。

①まず、遺産共有の法的性質に関する共有説の立場から、本来は遺産ではない収益を遺産分割の対象に含めるには、「分割審判をする際にはそれに付随する管理費・収益についても清算すべきであるという立場」に立つ必要があると日野原は考える⁽³⁷⁾。ところが、分割基準日から審判確定までの間に生じた収益については、審判が確定した後⁽³⁸⁾に別途分割をするしかない。このとき、基本の遺産がないのに遺産分割審判をすることは、不適法であると言う⁽³⁸⁾。②また、相続開始時から分割時までの期間が長期に及び様々な収益が生じている場合には、上記(1)でも扱ったのと同様に、審判が長期化するおそれと、それを避けようとして不正確な審判になるおそれがあると指摘する⁽³⁹⁾。

以上の理由から日野原は、「遺産分割事件の性質から見て基本になる遺産が分割されるときには、これに附随する管理費・収益についても同時に清算すべきであるが、特殊な場合には、この附随する事項は分割審判から除外し、訴訟によつて解決することを妨げない」との見解を支持する。これは、論理構造上は「管理費や収益を基本的には訴訟事項だとする」ことを意味する。¹⁰⁾

(b) 例外としての分割訴訟

他方、上記2で遺産分割の対象に含めることを肯定する論者として取り上げた高木は、日野原とは逆に、「当事者が、審判手続でなく、訴訟手続を選んだ場合には、これも適法と解してよい」とする。すでに大部分の遺産は分割を終えており、遺産としての包括性が失われているのだから、果実のみを訴訟手続で清算しても不都合はないというのがその理由である。しかし、原則を審判手続にしつつ例外的に訴訟手続に委ねるこの見解については、その後の議論が見られず、家事審判実務でも顧慮されていないようである。次に見る、手続きの選択の可否という理論的問題に加えて、共同相続人間に合意がなければ結局は審判の長期化を避けることができないからだろうか。

(c) 手続きの選択への批判

このように手続きの選択を認めること、特に、原則として果実・収益の扱いを訴訟手続に委ねつつ、例外的な事情があれば審判手続に委ねることを認める見解に対しては、遺産分割対象とすることを肯定する論者から、次のような疑問が提示された。

庵前重和は、①審判事項は法律によつて定められたものに限定されるべきであること、②訴訟手続に拠るのか非訟

手続きに拠るのかは一元的に決まるものであり、当事者の合意や裁判所の裁量による変更を認めるべきではないことに加えて、さらに、③収益の分割がいつ家庭裁判所に係属するか不明であることを指摘する。すなわち、まず、当事者の希望さえあれば、当事者からの申立てがなくても家庭裁判所に係属するのか。次に、当事者の申立てが必要だとすれば、その申立ては家事審判法の乙類何号（現在の家事事件手続法の別表第二事件）の申立てなのか。最後に、仮に日野原が言うように基本たる遺産の分割とともにであれば収益を含めた分割の申立てが可能であるとしても、裁判所は適法な申立てがあった以上は必ず本案の審理をしなければならないのだから、その額の認定が困難であるからといって審判の対象から外して訴訟で解決せよと言うことは許されないのではないか。庵前は以上のように述べ、手続きの選択は認められないとする。⁽⁴¹⁾

また、上記(1)(b)において取り上げた橘も、同様に、法によって予定された本来の手続きと別の手続きを選択することは原則として許されないはずであるとする。果実や収益の分割をいずれの手続きに拠るかは、その財産に対する共有が通常の共有なのか遺産共有なのかが問われていることに他ならないからである。⁽⁴²⁾

(3) 当事者の合意への依拠

このような手続きの選択の可否は、法理論として解決しなければならない問題の**はずであった**。⁽⁴³⁾ところが、事件を適切に処理しなければならないという現実的要請の前に、この点に関する議論はトーンダウンする。

久貴忠彦は、それまでの裁判例や議論を整理し、全面的な否定説も全面的な肯定説も採りがたい旨を述べた後、迅速な解決や相続人間の平等という目的の点から、「事件の具体的内容によって収益を審判の対象としたりこれから外したりすることを認める折衷説が、現実的な事件の処理の方法として最も適切なものと思われる」と言う。⁽⁴⁴⁾問題は、その選

別の基準である。久貴は、「本来収益は遺産ではなくしたがってその分割は訴訟事項であることを考えるならば、収益を分割審判の対象とすることはとりも直さず訴訟事項を審判手続で処理することとなるであろうから、当事者の訴権を保護する意味から、審判事項とすることについての当事者の合意を要すると解するのが妥当」だと述べる。⁴⁵⁾

このように、原則としては訴訟事項であると解しつつ、当事者全員が遺産分割審判の対象とすることに合意して訴権を放棄するのであれば、果実や収益を審判事項に含めても構わないとする考え方は、両手続の相互関係について理論的な問題を克服できているわけではない。しかし、その後、このような考え方は、学説や実務において浸透していくことになる。⁴⁶⁾ 松原正明は、「果実をどのような範囲で遺産分割の対象に含めるべきかは、紛争の全面的解決（適正な解決といえることもできよう）の要請と迅速な解決の要請とが衝突する場面の問題」にほかならないという出発点から、事件の具体的内容によって遺産分割の対象に含めるか否かを決定すべきとしたうえで、当事者の合意という明確な基準に拠ることに賛同する。⁴⁷⁾ それは相続法・遺産分割法上の論理的帰結というよりもむしろ、果実や収益をも含めた包括的分割というあるべき解決と家事審判手続によってできることとの相克の結果である。

実務で有力となった当事者間の合意の有無を基準とすることは、たしかに実務的には依拠しやすい基準だったのかもしれない。しかしこの基準は同時に、それ以外の場合つまり原則論としては、果実を遺産分割の対象には含めないとの判断を含蓄する。これが、次に見る平成一七年判決に連なる。

(7) 中川善之助監修『註解相続法（第三版）』一〇六頁（島津一郎）（法文社、一九五二年）。

(8) 岡垣学『田中弘「遺産分割をめぐる若干の問題」判タ一四一四号三八頁（一九六三年）』。

(9) 岡垣田中・前掲注（8）四〇頁。

(10) 中川善之助『泉久雄『相続法（第四版）』三四九頁（有斐閣、二〇〇〇年）（合有説を主張する箇所として、一三三〇頁以下）』。

遺産から生じた果実の遺産分割対象性をめぐる議論

同志社法学 六八巻七号 八七八 (三〇二六)

(11) 有地亭「共同相続関係の法的構造」(二) 民商五一巻一三三頁(一九六四年)。

(12) 理念面での遺産共有の法的性質に関する議論を評価する近時の文献として、床谷文雄「大伏由子編『現代相続法』九二頁以下〔吉田克己〕(有斐閣、二〇一〇年)、小粥太郎「遺産共有法の解釈人言有説は前世の遺物か?」論ジュリ一〇号一二二頁(二〇一四年)。

(13) 最判昭和三〇年五月三一日民集九巻六号七九三頁。

(14) この問題に関する諸見解については、遺産の性質の観点から、次のように整理されることが多い。

- (A) 元物の帰属に従属させる見解・果実は、遺産分割によってその元物を取得した相続人に帰属し、独立に遺産分割の対象とはならないとする。
- (B) 遺産と同視する見解・遺産から生じた果実は遺産の自然的増大なので、遺産と同一視することができ、当然に遺産分割の対象となるとする。
- (C) 遺産ではない共有財産になるとする見解・遺産とは相続開始時に存在していた財産を意味するので、相続開始後に生じた果実・収益は遺産とは言えず、各相続人がその相続分に応じて取得する共有財産になるとする。さらにこの立場は、その共有財産が遺産分割の対象になるかについて、(i)積極説、(ii)消極説、(iii)折衷説に分岐する。折衷説には、①果実・収益の内容等に応じて判断基準を考えるものと、②合意がある場合にのみ遺産分割の対象を含める立場とがある。

しかし、本稿ではこのような整理にそのまま依拠することはしない。本稿では、遺産分割の対象になるか否かを区別の基準とする。その際、実体法上の議論と手続面での議論とを分け、できる限り時系列に沿って学説の議論を追うことにしたい。その結果、裁判例以外では主張されることのない(A)説は本章の検討からは除外される。また、(B)説と(C) - (i)説は区別しないことにする。B説の実質的な論拠は(C) - (i)説と異ならないと考えられるからである。

(15) 詳細なものとして、さしあたり、高木多喜男「遺産より生ずる果実と遺産分割」同『遺産分割の法理』一三三頁以下(有斐閣、一九九二年)(初出、一九七八年)、久貴忠彦「相続開始後に遺産から生じた果実・収益と遺産分割」沼邊愛一「太田武男」久貴忠彦編『家事審判事件の研究(2)』一〇四頁(一粒社、一九八八年)を参照。

(16) 岡垣「田中・前掲注(8)三四頁。

(17) 岡垣「田中・前掲注(8)三八頁以下(遺産分割の性質について述べている箇所三八頁から三九頁であり、代償財産の扱いを念頭に置いて述べられている。収益の扱いについて述べているのは四〇頁)。なお、岡垣は、その後に出た自身の単著でも同様の見解を著している(岡垣学『家事審判法講座第二巻(再版)』九二頁(判例タイムズ社、一九六七年)(初版、一九六五年))。

(18) 庵前重和「相続開始後の遺産の増減と遺産分割」司法研修所編『創立二〇周年記念論文集第一巻(民事編)』二四七頁(一九六七年)。

- (19) 橋勝治「相続開始後の遺産の変動と遺産分割」鈴木忠一『三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟法講座8』一九五頁（日本評論社、一九八一年）。
- (20) 高木・前掲注(15) 四六頁。
- (21) 高木の述べる「果実」は、民法八八条の定義よりも狭い。この点は次の(2)で述べる。
- (22) 高木・前掲注(15) 四六頁以下。また、橋・前掲注(19) 一九六頁も同様の指摘をする。なお、このような結論に至るためには、共同相続人の一人が果実を消費している場合に、遺産の代償財産として損害賠償請求権または不当利得返還請求権をも遺産分割の対象に含める必要がある。高木はこれも肯定するが、本稿では代償財産の問題は扱わない。
- (23) 高木多喜男「遺産より生ずる収益と遺産分割」同『遺産分割の法理』五八頁（有斐閣、一九九二年）（初出、一九八二年）。ただし、この意味での「収益」の中には民法八八条の定める果実も含まれる。
- (24) 高木・前掲注(23) 七一頁。
- (25) 高木・前掲注(23) 七八頁。
- (26) 林醇「判批（東京高決昭和五六年五月一八日）」家月三七卷二号二一九頁以下（二一九八五年）。
- (27) 預貯金の利息、株式の配当、無償増資による新株の割当てが挙げられている。
- (28) 賃料、株式の有償増資による新株の引き受けが挙げられている。
- (29) 農業用資産・営業用資産を利用して挙げた利益が挙げられている。
- (30) 林・前掲注(26) 二一九頁。
- (31) 林・前掲注(26) 二一九頁以下。
- (32) 林・前掲注(26) 二二〇頁。林は、「従来の裁判例において、例外なく現存する預貯金の利息が分割の対象となっているのに対し、賃料や自己使用利益等を分割の対象とすることについて結論が分かれているのはこの間の事情によるものと思われる」と述べる（二二二頁注(15)）。なお、内田貴『民法Ⅳ親族・相続（補訂版）』四二〇頁以下（東京大学出版会、二〇〇四年）は、この見解に近い主張をしている。
- (33) 山名学「判批（東京高決昭和五六年五月一八日）」久貴忠彦『米倉明編『家族法判例百選（第四版）』一八〇頁（有斐閣、一九八八年）（第五版にも再録）、松原正明「遺産分割の対象となる財産の範囲と限界」川井健ほか編『講座現代家族法第五卷』五九頁（日本評論社、一九九二年）（同「遺産からの果実・収益」判タ一一〇〇号二二九頁（二〇〇二年）も参照）など。
- (34) 橋・前掲注(19) 一九八頁。

遺産から生じた果実の遺産分割対象性をめぐる議論

同志社法学 六八巻七号

八七九（三〇二七）

(35) 橘・前掲注(19) 一九八頁。以上の橘の見解は、泉久雄「家事審判例の軌跡(七の二)——遺産分割(その二)——」家月三七巻二二号(一九八五年)でも好意的に紹介されている。また、谷口知平「久貴忠彦編『新版注釈民法(二七) 相続(2)』(補訂版)」三八〇頁(伊藤昌司)(有斐閣、二〇一三年)も、「裁判官は、遺産の分割、とりわけ審判が、常に遺産の全体を完全に把握したうえでしかやれないという強迫観念から解放されるべきである」と述べる。

(36) 日野原昌「遺産の管理費・収益」判タ一五六号五九頁(一九六四年)。なお、ここでの「収益」には、天然果実、法定果実、権利の果実、物の現実の使用のほか、株式の配当金を含むとされ、さらに、個人商店や船舶等を利用して挙げた純益等もこれに準じて考えてよいとする。また、収益の他に管理費も併せて検討されている。

(37) もっとも、この論理が明示的に示されているわけではない。このようにまとめたのは、日野原が、自身の見解を、「遺産共有の法的性質を含有と見、遺産評価の時期を開始時ではなく分割時と見る立場からすれば、当然の帰結ではないか」と述べていること、そして、「管理費・収益は実体的に遺産に包含されるという立場」を採らないことが示唆されているためである(日野原・前掲注(36) 六〇頁)。

(38) 日野原・前掲注(36) 六〇頁。

(39) 日野原・前掲注(36) 六〇頁。

(40) 日野原・前掲注(36) 六〇頁。

(41) 庵前・前掲注(18) 二四五頁以下。

(42) 橘・前掲注(19) 一九七頁。

(43) なお、清水節「遺産分割の対象財産性7遺産から生じた果実」岡垣学「野田愛子『講座・実務家事審判法』」一九八頁(日本評論社、一九八九年)は、最(大)判昭和四一年三月二日民集二〇巻三号三六〇頁が、訴訟事項である遺産分割の前提的法律関係について判決確定まで待たなくても遺産分割審判をすることができると判示したことを根拠に、「一定の法律関係に関する裁判が常に一つの手続きでしか行えないと解する必要はない」と主張する。しかし、審判後に訴訟でその法律関係を争うことが許される前提的法律関係の問題と、果実や収益の扱いの問題とは別問題と言うべきである(この点は、すでに橘・前掲注(19) 一九七頁によって指摘されている)。

(44) 久貴・前掲注(15) 二二八頁。

(45) 久貴・前掲注(15) 二二八頁。

(46) 清水・前掲注(43) 一九八頁、山名・前掲注(33) 一八〇頁、日野忠和「遺産から生じた果実」判タ六八八号八九頁(一九八九年)、長秀之「相

続開始後の賃料収入の処理」判時二五二〇号一三頁（一九九五年）、松原・前掲注（33）五九頁以下など。なお、このような合意に依拠する見解を後押ししたのは、最判昭和五四年二月二日判時九三三号七七頁の次の判示である。ここでは、遺産の代償財産（売却代金債権）が遺産から外れることを前提としつつ、傍論ではあるが、「これを一括して共同相続人の一人に保管させて遺産分割の対象に含める合意をするなどの特別の事情」があれば、遺産として扱うことができる旨が示されていた。

（47）松原・前掲注（33）五八頁以下。

三 平成一七年判決をめぐる議論

1 平成一七年判決の内容

（1）判決の背景

上述のとおり、学説および実務上、原則として果実・収益を遺産分割の対象とはせず、合意によって遺産分割の対象に含めることを認めるとの立場が形成されつつあった。しかし、それでもなお裁判所の判断は錯綜しており、安定的な基準を見出しうるような状況ではなかった。そのような中で初めて示された最高裁判断が、平成一七年判決だった。事案は次のようなものである。

（2）事実の概要

被相続人の財産には土地建物合わせて一七の不動産が含まれており、被相続人の妻Xと子Y、A、B、Cが相続した。⁴⁸これらの不動産からは賃料や管理費等が生じていた。XとYらは、遺産分割によって各不動産の帰属が確定した後これを清算することと合意し、それまでは、新たに開設した専用の銀行口座に賃料を振り込ませて管理することにし

遺産から生じた果実の遺産分割対象性をめぐる議論

同志社法学 六八巻七号 八八一（三〇二九）

た。遺産分割審判に対する抗告事件を経て遺産の帰属が確定した後、口座に振り込まれた賃料の清算方法について紛争が生じた。Xは、民法九〇九条の遡及効を根拠に、相続開始の時にさかのぼって、それぞれの不動産を取得した相続人に賃料債権も帰属すると主張した。これに対してYらは、遺産分割決定が確定した日までは、賃料債権は法定相続分に從つて各相続人に帰属すると主張した。Xの主張が通ると、口座の残金約二億円のうち約一億九千万円がXのものとなり、Yの主張に従えばそれは約一億円となる。

一審は、「遺産から生じる法定果実は、それ自体は遺産でないが、遺産の所有権が帰属する者にその果実を取得する権利もまた帰属するのであるから（民法八九条二項）、遺産分割が遡及効を有する以上、遺産分割の結果、ある財産を取得した者は、被相続人が死亡した時以降のその財産から生じた法定果実を取得することができる」と判示してXの主張を認め、原審もこの判断を踏襲した。

(3) 最高裁の判断

これに対して最高裁は次のように述べ、原判決を破棄した。

「遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産といふべきであつて、各共同相続人がその相続分に應じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である。遺産分割は、相続開始の時にさかのぼつてその効力を生ずるものであるが、各共同相続人がその相続分に應じて分割単独債権として確定的に取得した上記賃料債権の帰属は、後にされた遺産分割の影響を受けないものといふべきである。」。

2 平成一七年判決の検討

(1) 判決における対立軸

平成一七年判決は、遺産から生じた果実の扱いについて示された初めての最高裁判例であり、この問題における重要な意味を持つ。なお、平成一七年判決は、遺産から生じた果実が遺産分割の対象になるかを直接に問題とした判決ではない。⁽⁴⁹⁾この判決における訴訟上の対立軸は、遺産から生じた賃料債権が、相続分に応じて当然に分割して帰属するのか、それとも、遺産分割で不動産を取得した者が遡及的に賃料債権も取得するのかにある。後者の考え方は、民法九〇九条の定める遡及効を重視し、元物である遺産を取得した相続人が相続開始時からその遺産を占有していたとの擬制に立脚して、民法八九条一項・二項に基づき果実收取権者を決定しようとする。しかし、この考え方は、学説上はほとんど主張されることがなかった。⁽⁵⁰⁾この対立については本稿は扱わない。

(2) 判旨の分析

まず確認しておかなければならないのは、賃料債権が「遺産とは別個の財産というべき」であるという判断が、どのような根拠で導かれたのかについてである。判旨は、遺産が「相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものである」という評価から、上記の結論を導き出している。しかし、なぜ共有財産であることが、そこから生じる賃料債権を「遺産とは別個の財産」として扱う理由になるのか。共有財産からでなくとも、相続開始後に生じた財産は「別個の財産」と言えるのではないのか。⁽⁵¹⁾

遺産から生じた果実の扱いについて、遺産分割の対象財産を相続開始時のものに限るという立論はありえたかもしれない。⁽⁵²⁾しかし、平成一七年判決は、そのような理由付けを採用しなかった。平成一七年判決の理由付けは、遺産共有に

関する共有説からの帰結であると見るべきものである。共有説における果実の扱いについて再確認すると(二一(1))、それは、共同相続人が個々の遺産全体について相続分に応じた使用を認められることと、果実の処理とを同様に考えるというものである。判旨にある「遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる」金銭債権と述べていることは、この意味で理解することができる。⁽⁵⁴⁾

もつとも、すでに二一(1)および二(1)でも見たように、遺産分割の目的を考慮に入れる立場からは、上記のような理屈と、そういった果実(および使用利益)が遺産分割の対象とならないことは、論理必然的に繋がるものとは言えない。最高裁は、遺産共有を物権法上の共有と同視しているだけでなく、遺産分割の目的といった相続法上の観点を加味していない。ここでは、遺産共有中の法律関係は財産法秩序のみに従って解決され、二で検討したような、遺産共有の趣旨や目的からの議論は初めから排斥されている。

しかし、より重要なのは、果実が「遺産とは別個の財産」とされる理由が、あくまで共有物としての遺産の使用管理を原因として生じたことに求められている点である。

(3) 事案の特殊性

ところで、平成一七年判決の示した結論は、一般的に是認できるものだろうか。この事案の特殊性を指摘しておきたい。

平成一七年判決の評釈において、その結論を明確に批判しているものは少ない。⁽⁵⁵⁾ もつとも、その事実関係がやや特殊なものであったことに注意を促すものは少なくない。とりわけ、相続人間に、賃料債権を専用口座で保管する旨の合意が形成されていたことについて、以下のような複数の指摘が見られる。⁽⁵⁷⁾

野口恵三は、この事案で重要なのは、相続人らが銀行の口座を開設して遺産分割後に清算することを合意した時の意図だったはずであるのに、最高裁が当事者意思を無視した点を批判する。野口は、一審・原審の判断が当事者の意思に沿っていると評価し、最高裁の判断については「一般の事案にも普遍妥当性を持つ判例的価値はきわめて乏しい」と評する。⁽⁵⁸⁾ また、田中淳子は、同様に当事者意思の点から、「本件は、遺産分割決定の経緯から『遺産分割の対象として賃料を当然には含まない』旨の合意がある事案であり、遺産と果実を別個に扱う解決に馴染む」と指摘する。このような観点からは、「あらゆる法定果実が共同相続人間で法定相続分に従って形式的・画一的に分割されることには直結しない」のであり、やはり平成一七年判決に一般的法理としての合理性があるかについては留保を付す。⁽⁵⁹⁾ 二宮周平もまた、「口座の開設、判決に従い遺産分割の対象としない合意の成立など、本件の特殊事情の下でのみ正当化できるものではないだろうか」と疑問を呈する。⁽⁶⁰⁾

事実関係に関する資料が限られているため、賃料債権の扱いについてどのような合意があったか、または認定すべきであったかを正確に見定めることはできない。しかし、平成一七年判決がこのような特殊事情の下で示されたものであることについては強調しておく必要がある。⁽⁶¹⁾ また、上述のとおり、この判決が相続分に応じて当然分割して帰属することか、それとも、遺産分割で不動産を取得した者が賃料債権も取得するのかという争いの中で示された判断であることも併せて指摘しておかなければならない。平成一七年判決は、賃料債権を遺産分割の対象とはしなかった点で、たしかにそれまでの家事審判実務の流れに沿うものではあった。しかし、その事実関係の点において、必ずしも一般化に適した判決ではないのである。

3 地位の相続という視点

以上のような平成一七年判決をめぐる議論は、賃料債権を、遺産から生じる果実として捉えるものであった。これに対しては、賃貸人の地位の相続という観点が欠けていることが指摘されている。⁽⁶²⁾

賃貸人が死亡した場合に賃料債権のみを分断させて相続を考えることについて、本山敦は、賃料債権が分割して帰属することになれば、契約関係が継続するにも関わらず各共同相続人が分割された額で賃料を請求できることになることを指摘する。他方で、債務についても同様に分割帰属するとすれば、建物所有権が誰に帰属しているのかとは関係なく、敷金返還債務が相続分にに応じて分割されるようなことが生じてしまう。⁽⁶³⁾ただし、このような地位の相続という捉え方は、そこから生じた賃料債権が遺産分割の対象になるかどうかという問題とは切り離された問題である。本山も、最終的な賃料債権の帰属については、民法九〇九条の遡及効に依拠する平成一七年判決の原審に与する。

また、高田淳は、平成一七年判決が物権法上の法律構成を用いて、相続分(持分)に応じて共同相続人に賃料債権を帰属させたことに対して、賃料債権は所有権(持分権)からではなく賃貸借契約から生じるものであることを指摘する。そこでは、賃貸人の地位は割合的に分割できるものではないとされ、その地位から生じる賃料債権も分割されるべきではないとされる。⁽⁶⁴⁾

もともと、賃貸人としての地位が分割されずに相続されたとしても、その後には生じる賃料債権が分割されないことを当然には意味しない。むしろ可分債権は分割されるのが原則だからである(民法四二七条)。結局、可分債権として分割されるのか、単独で全額行使可能な不可分債権となるのか、あるいは共同で行使すべき債権となるのかは、複数賃貸人が存在する賃貸借契約における、あるべき法律関係の検討を通じて決定される必要がある。高田は、分割債権とする見解によれば共同相続人の一人が全額を受領して他の相続人に配分しない危険を避けることができることを認める。⁽⁶⁵⁾しか

し、賃料債権が分割されることになると、賃借人の側に負担を生じさせることになる。つまり、賃借人は、共同相続人の一人に弁済をしても、民法四七八条が適用されない限り、債務から解放されない可能性がある。賃料の支払請求や受領を含む賃貸不動産の管理は、賃貸人の地位を承継した相続人の問題である。高田は、このように述べ、賃借人に債権者を調査するような負担を負わせるのは不当であると主張する。⁽⁶⁶⁾

ただし、このような高田の主張は、遺産共有中の賃料債権の行使形態に関するものである。高田もまた、相続開始後に生じた賃料を遺産分割の対象にするには賛同せず、現在の家事審判実務の処理が妥当であると⁽⁶⁷⁾する。

このような地位の相続の観点から債権の分属を否定する見解は、徐々に広がりを見せている。⁽⁶⁸⁾この見方は、遺産から賃料債権が生じる場面が、物権法のルールで規律される遺産共有法の領域だけでなく、契約関係の相続承継の場面でもあることを、あらためて認識させる。

(48) なお、Xは被相続人の後妻であり、Y・Cは前妻の子であるとの事実が、松並重雄「判解」曹時六〇巻二号二七〇頁（二〇〇八年）二七四頁の注(1)により明らかにされている。

(49) 前田陽一「判批」平成一七年判決」金判二二三五号八頁以下（二〇〇六年）が、この点における従来の議論と平成一七年判決の焦点のずれを指摘する。

(50) 民法九〇九条の遡及効については、相続人への遺産の直接承継を擬制する意味しがなく、遺産占有中の法律関係まで遡及的に消滅させるものではないとする理解がほぼ確立している（谷口知平・久貴忠彦編『新版注釈民法（二七）相続②』四二五頁（川井健）（有斐閣、二〇一三年）のほか、同書三四五頁（伊藤昌司）を参照）。他方、やや留保付きではあるものの、この見解を支持するものとしては、本山敦「判批」平成一七年判決」判タ二二二一号三八頁（二〇〇六年）がある。

(51) 判決文の分かりにくさを指摘するものとして、水野謙「共同相続開始後の賃料債権の帰属——民事訴訟と家事審判との交錯」法教四一一号二三三頁（二〇一四年）。

(52) 菅野佳夫「判批〔平成一七年判決〕判タ二二三四号七六頁(二〇〇七年)は、「言葉の揚げ足取りになるが」と断ったうえで、「単独相続の場合は遺産そのものなのか、ということにもなりかねない」と指摘する。

(53) 上記二で述べた議論も参照。

(54) 道垣内弘人「判批〔平成一七年判決〕平成一七年度重判解(ジュリ増刊二二三三三三三)九一頁(二〇〇六年)は、このことを「共有中の不動産から生じた」賃料債権は分割債権として各共同相続人に法定相続分の割合で帰属した状態で発生したものであるという、言うならば原始的権利者は誰かということ論拠とする理屈(一)内は筆者捕捉)であると表現している。石畝剛士「判批〔平成一七年判決〕法学七〇巻三三〇一頁(二〇〇六年)の解説も参照。なお、調査官解説(松並・前掲注(48)二七〇頁)では「遺産から生ずる果実は、相続開始によって遺産共有となった財産(遺産)を共同相続人が相続開始後に使用管理して收取されるものであるから、遺産とは別個の財産……」なのだと述べられており、よりこの趣旨がはっきりと言い表されている。

(55) 石畝・前掲注(54)は、遺産共有中に生じた賃料債権の分割割合がなぜ相続分によって決まるのかという文脈においてであるが、最高裁が「遺産共有状態の元物から果実たる賃料債権が派生した場合、その帰属(割合)は元物の帰属(割合)に基づいて決するという命題を暗に前提として」と理解できる」とした上で、「その主眼は、帰属不定の財産を相続法の規定ではなく、財産法の規律に委ねることで、原則として、帰属を早期に確定させようという点にある」とする。

(56) 水野紀子「判批〔平成一七年判決〕判詳五七二二二(判時一九三三七)四〇頁(二〇〇六年)は、平成一七年判決を、日本における最高裁の相続法解釈の延長線上にあるものとしては自然な判断であると述べつつ、そのような日本法における解釈が、遺産分割手続において相続財産の清算・第三者保護・共同相続人間の公正を包括的に解決する母法フランス法の相続秩序とはおよそかけ離れていることを指摘する。また、高木多喜男「判批〔平成一七年判決〕リマックス三四号七〇頁以下(二〇〇七年)は、遺産分割手続による紛争の一回的解決を指向する観点から、賃料債権を別個の財産とした一般論に対して批判する。

(57) 当事者意思の問題の他に、法定相続分に応じた賃料債権の帰属を認めても、相続人間に不平等が生じない事案であった点を指摘するものもある。石畝・前掲注(54)一五七頁は、「遺産分割確定前にこのような問題が争われた場合には、本判決の準則に従った解決が共同相続人間の平等を保持しうるか、必ずしも明らかではない」と指摘する。

(58) 野口恵三「判批〔平成一七年判決〕NBL八三二号九五頁(二〇〇六年)。ただし、最高裁の最終的な結論部分については、一部の相続人が多額の賃料を取得することを回避した点で「名判決と称してもよい」としている。

(59) 田中淳子「判批（平成一七年判決）」法時七八卷六号一〇八頁（二〇〇六年）。

(60) 二宮・前掲注（20）三三九頁以下。

(61) 口座の開設に伴う当事者の意思をどのように解釈するかについては、全く逆の見方もある。道垣内・前掲注（54）九一頁は、「質料債権、そしてそれが振り込まれることによって発生した銀行預金債権を遺産分割の対象とすることを当事者が合意したことを意味しているのではなからうか」と評している（良永和隆「判批（平成一七年判決）」民研六三八号一九頁（二〇一〇年）、潮見佳男『相続法（第五版）』二六九頁以下（有斐閣、二〇一四年）も同じように読む）。しかし、口座開設という事実についての一般論としてはともかく、平成一七年判決の事案においては、当事者の主張内容から見てそのような合意を認定することは難しいように思う。

(62) 早い段階のものとして、前田・前掲注（49）九頁。

(63) 本山・前掲注（50）四〇頁。また、田中・前掲注（59）一〇八頁も、相続開始時の法律関係を考慮することが相続人間の公平と質借人の権利保護に繋がると指摘する。

(64) 高田淳「質料債権の共同相続」新報一二三巻七七八号七二頁（二〇〇七年）。

(65) 高田・前掲注（64）七六頁。

(66) 高田・前掲注（64）七七頁以下。

(67) 高田・前掲注（64）六〇頁。なお、質料を分割する際の最終的な帰属割合は、相続分に従うとする（さしあたり八一頁を参照）。さらに、高田は、債権の行使形態について不可分債権であるとし、個々の共同相続人が単独で権利行使できるとする（共同行使の必要はないとする）。この問題については検討の余裕がないので、他日を期したい。

(68) 質料債権ではなく、預金債権の相続についてはあるが、川地宏行「共同相続における預金債権の帰属と扨戻」名法二五四号九〇七頁（二〇一四年）は、預金契約者の地位の相続という観点から、預金債権の帰属と預金契約上の地位の帰属を分離させることに反対する。

四 平成二六年の二つの判決をめぐる議論

1 平成二六年二月判決の内容

(1) 投資信託受益権の共同相続に関する判断

では、遺産から生じた果実・収益に関するここまでの議論において、平成二六年一二月判決はどのように位置づけられるべきなのだろうか。この判決を理解するためには、それに先立って示された平成二六年二月判決をまず確認しておく必要がある。二月判決の事実の概要は以下のとおりである。

被相続人の有していた個人向け国債、投資信託受益権、株式について、被相続人の子（Y、X₁、X₂）が共同相続した。これらについて遺産分割審判が行われ、YとX₁がそれぞれ持分四分の一の割合でそれらを共有取得することと確定し⁽⁶⁹⁾た。その後、共有物分割協議が進められていたが、調わなかったために、X₁がYを提訴した⁽⁷⁰⁾。

原審（福岡高判平成二三年八月二六日）は、次のように判断した。⁽⁷¹⁾「本件国債等に基づく解約請求権等の受益権は、いずれもその性質上、可分債権に該当し、共同相続人であるY及びX₁は、相続開始により、これらを各四分の一の割合に応じて分割承継し、もはや共同相続人間で準共有を生じることはない。したがって、「本件遺産分割審判の本文において、本件国債等につき『共有取得する』とされ、共有状態を存続させる趣旨の表現がとられているとしても、これは、本件国債等をY及びX₁に各四分の一の割合に相当する口数（株式数）により分割して帰属させる旨を確認したに過ぎない」。そのことから、原審は「改めて、これを共有物分割の対象とする必要性は認められない」として、訴えを不適法と判断した。これに対して最高裁は次のように判示した。⁽⁷²⁾本稿の関心との関係で、投資信託受益権に関する部分のみ取り上げる。

「委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律二条一項）に係る信託契約に基づく受益権……は、口数を単位とするものであって、その内容として、法令上、償還金請求権及び収益分配請求権（同法六条三項）という金銭支払請求権のほか、信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権（同法一五条二項）等の委託者に対する監督的機能を有する権利が規定されており、可分給付を目的とする権利でないものが含まれている。このような上記投資信託受益権に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された上記投資信託受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない」。

(2) 判決への評価

この判決については、可分債権に関する判例法理⁽⁷⁴⁾、すなわち可分債権が共同相続されると相続分に応じて当然に分割されることとの関係が問題となる⁽⁷⁴⁾。二月判決は、投資信託受益権について、それが可分給付を目的としない権利を含むこと、および、口数を単位とすることを、当然分割を否定する根拠とした⁽⁷⁵⁾。この判決の評価については、次の一二月判決を紹介した後で合わせて触れる。

この二月判決の評釈において、相続開始後に生じた配当金の扱いについて触れるものがあつた。それによれば、「収益である配当金については、投資信託の果実であることから、投資信託受益権とは別個の財産とされ、可分債権として相続分により当然分割されて各相続人に帰属することになると考えられる⁽⁷⁶⁾」。もちろんこれは、平成一七年判決を念頭に置いてのものである。ところがそうはならなかった。一二月判決が、そのような理解を否定したのである。

2 平成二六年一二月判決の内容

(1) 事実の概要

投資信託受益権は共同相続においても当然に分割することはないとの二月判決が示した判断は、そこから生じる収益分配金の帰属の問題に及ぶものではない。一二月判決は、この点についての最高裁の立場を示したものである。事実の概要は以下のとおりである。

Aは、証券会社Bから購入した複数の投資信託にかかる受益権を有していた。平成八年一〇月にAが死亡し、いずれもAの子であるX他二名が相続人となった。平成八年一月から平成一〇年九月の間に発生した投資信託の収益分配金と、平成一六年に発生した元本償還金は、B社またはB社を吸収合併したY社の口座に預り金として入金された。Xは、投資信託は可分債権とされる預金債権に近く、よって当然分割の対象になると主張し、Yに対して、この預り金の三分の一に当たる金員および遅延損害金の支払いを求めた。⁽⁷⁾

原審（高松高判平成二四年九月一日）は、一番を引用しつつ以下のように述べた。まず、本件の投資信託の仕組みについて、「B投信委託株式会社が受益者から資金を集め、これを内外の公社債への投資により安定した収益の確保を図るために運用する目的で、信託銀行であるC信託銀行株式会社（注：原文は実名）との間で信託契約を締結し、他方で、元本及び収益の受領権などの権利を証券（受益証券）化し、これをB投信委託株式会社が発行し、取扱証券会社を通じて受益者に販売する形式のもの」と認定する。そして、「本件投資信託の性質に照らすと、その受益権は単なる解約請求権にとどまるものとは認められず、単純な金銭債権とは認められない。よって、Aの相続開始により、各相続人はその相続分に応じて受益権を準共有しているというべきである。／投資信託の解約請求は、受益権の処分と認められるところ、準共有する権利の処分は他の権利者の同意を要することになるから、Xおよび参加人（注：他の相続人のうちの

人」のみでこれを処分することはできない」と述べた（は原文の改行箇所）。その上で、解約請求を経ずにすでに預かり金債権に転化している点については、相続財産の性質は相続開始時に決定していることを理由に、預かり債権になっても当然に分割されることはないとした。

(2) 最高裁の判断

原審の判断は、解約実行請求の単独行使の可否という枠組みに立つて論理を組み立てているが、この事案は解約請求によらずに満期償還によって預かり金債権に転化したものである。このことと上記の二月判決とを踏まえて、最高裁は以下のように判示し、結論において原審の判断を是認した。

最高裁は、まず二月判決を引用して「共同相続された委託者指図型投資信託の受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に依りて分割されることはない」ことを確認する。その上で、「元本償還金又は収益分配金の交付を受ける権利は上記受益権の内容を構成するものであるから、共同相続された上記受益権につき、相続開始後に元本償還金又は収益分配金が発生し、それが預り金として上記受益権の販売会社における被相続人名義の口座に入金された場合にも、上記預り金の返還を求める債権は当然に相続分に依りて分割されることはなく、共同相続人の一人は、上記販売会社に対し、自己の相続分に相当する金員の支払を請求することができない」と判断したのである。

3 平成二六年一月二月判決の理解

(1) 金銭債権の当然分割法理への影響

さて、この一二月判決は、相続法学においてどのような意味を持つものとして捉えられているのだろうか。この判決

には、これまでに指摘されているところから、少なくとも、以下のようないずれも重要なトピックが含まれている。

(i) 共同相続された金銭債権は可分債権であり相続分に応じて当然に分割されるという考え方が、今後どこまで維持できるのか。二月判決の内容とも併せて、その一般的な命題としての妥当性に限界が来ていることを指摘するもの⁽⁷⁹⁾や、さらに踏み込んで、この判例法理の変更を提案するものがある⁽⁸⁰⁾。

(ii) 一二月判決の事案では、投資信託受益権に基づいて元本償還金および収益分配金の交付を受ける権利が、口座に入金され、預かり金債権に変形している。この点をどのように評価するか。次のような見方が示されている。①まず、預り金債権を元本償還金および収益分配金の交付を受ける権利の変形と捉え、遺産の代償財産をめぐる問題との関係で捉えるものがある⁽⁸¹⁾。この場合、共同相続人全員の上で特定の遺産を売却した場合の代金債権が当然に分割されるとした、最判昭和五二年九月一九日判時八六八号二九頁および最判昭和五四年二月二二日判時九二三号七七頁との関係が問題となる。②他方で、遺産に含まれる金銭が相続開始後に預金された場合にその預金債権の当然分割を認めなかった最判平成四年四月一〇日判時一四二一七号七七頁との同質性を指摘するものがある⁽⁸²⁾。

(iii) 上記の二つの点と関連して、一二月判決の事案が、相続開始後に元本償還金および収益分配金が発生して入金されたものであったのに対して、これが相続開始前であった場合に処理に違いが生じるのかという問題が指摘されている⁽⁸³⁾。従来の判例法理との整合性を考えると、相続開始前に預金債権となっていた場合には当然分割の法理が妥当すると解することもできるが、このような処理の不自然さを指摘するものもある⁽⁸⁴⁾。

(iv) 一二月判決が、「受益権の内容を構成するものである」ことを理由として、元本償還金または収益分配金の交付を受ける権利の当然分割を否定したことに關して、基礎となる権利ないし地位とそこに含まれる権利との分離の可否の基準が問題とされている。そこでは、預金契約上の地位と預金債権の帰属の分離を認めた最判平成二十一年一月

二二日民集六三卷一号二二八頁（以下、「平成二二年判決」と表記する）との関係が問題となりうる。⁽⁸⁶⁾

以上の各問題は、それぞれ独立しつつも、いずれも金銭債権が相続によって当然に分割されるという問題に関わる事項である。一二月判決は、二月判決とともに、この文脈に置かれようとしている。他方で、遺産から生じた果実の問題との関連については、平成一七年判決との整合性を指摘するものは多いが、本稿の冒頭でも触れたように（一2(1)）、別の問題として整理されようとしている⁽⁸⁷⁾。しかし、上記(iv)の点については、遺産から生じた質料債権の問題とも関連する。以下、少し詳しく見ていくことにする。

(2) 法律上の地位とそこに含まれる権利の分属の問題

(a) 法律上の地位と抽象的権利の関係

二月判決では、株式の分割帰属も問題となっており、投資信託受益権と同様に当然分割が否定された⁽⁸⁸⁾。その根拠として二月判決は、株式には配当を受ける権利などの自益権だけでなく、議決権などの分割できない共益権も含まれていることを持ち出した（分割されない権利が含まれることを根拠とする判断は、投資信託受益権の分割を否定した理由とも共通する）。この判断について山下純司は、「共同相続された法律上の地位と、その地位を構成する諸権利との関係をどのように考えるかは、それ自体が一つの問題である」と言う⁽⁸⁹⁾。対比されたのは、平成二二年判決である。上述のとおり、ここでは、預金契約上の地位と預金債権の帰属の分離が認められており、預金債権が相続により当然に分割して帰属することになっても、預金契約上の地位は共同相続人全員に帰属し、被相続人名義の預金口座について取引履歴の開示を求める権利を単独で行使できるとの判断が示されていた。

山下は、両判決の関係について、（平成二二年判決を前提とすれば）「共同相続において法律上の地位が準共有になるか

らと違って、その地位を構成する諸権利が当然に準共有になるとは限らない」とした上で、「しかしおそらく、逆の理屈は成り立たない」とする。⁽⁹⁰⁾ すなわち、株式に含まれる議決権が分割されるべきでないものならば、その権利を包含する株式も分割が否定されることになる（したがって、二月判決の結論は是認される）。他方で、自益権がどのように扱われるかも問題となる。山下は、株式や投資信託受益権を構成する自益権も、相続人間に分割帰属するとは考えられないと述べている。⁽⁹¹⁾ しかし、その根拠は明示されていない。自益権との関係については、原恵美が次のように述べている。

原は、「共益権が不可分の給付であり、それを構成要素とする地位も不可分であるとして、そのために金銭という可分の給付を目的とする自益権（ここで問題としているのは、既発生の債権ではなく、株式の地位に基づく抽象的な配当金請求権といった権利）までも準共有となるのか」が問題になるとした上で、「自益権は、株主が有する地位の基本的部分であり、抽象的な地位と別々に帰属するものではない」と結論づける（この説明は、投資信託受益権についても妥当する）。⁽⁹²⁾ 他方で、預金については、「預金者としての口座の利用権限と預金債権者としての取立権限が区別され分属しうる」とする。原は、慎重にも、この理解が、「既発生の債権ではなく、株式の地位に基づく抽象的な配当金請求権といった権利」に関するものであるとして、それに基づいてすでに発生した配当金や償還金の請求権の問題とは区別している。つまり、そこには、様々な権利を包含する「法律上の地位」（ a ）、そこに含まれる抽象的権利（基本権）（ β ）、さらにそこから生じる具体的権利（支分権）（ γ ）があることになる。二月判決は、 a のレベルでの当然分割を否定したに過ぎない。もつとも、このような構造理解のうち、 β と γ の関係については異なる理解がある。基礎となる権利ないし地位とそこに含まれる権利との関係について詳論する、佐久間毅の見解を見よう。

(b) 二段階での把握

まず佐久間は、「これまで、相続による法律関係の承継は、法的地位の承継が問題とされることもあるとはいえ、権利または義務の承継を中心に考えられてきており、多くの場合に、種々の権利または義務を生ずる契約上の地位が一個承継されるだけであるとは考えられてこなかったはずである」と言う。この点からすると、預金者の地位という一つの単位のみで承継を捉えなかつた平成二一年判決の立場は、少なくともこの点では肯定されることになるのだろう。

他方で佐久間は、「相続による承継を、権利(義務)を中心に考えるところとして、投信受益権のようにいくつかの権利や権能を束ねて構成されている権利は、包括的権利の単位で相続による承継を考え、それを構成する個々の権利や権能を別個に承継の対象と捉えないことも、ある種の権利では当然のこととされてきたと思われる」と述べる。その例として、所有権における使用・収益・処分各権能、著作権における複製権の関係を挙げ、投資信託受益権についても、元本償還金等の支払いを受ける権利や監督的権能は投資信託受益権を構成するものとして束ねられることになる。そして、このような観点からは、信託受益権一般における受益権、株式における剰余金の配当や残余財産の分配を受ける権利、合同会社の持分における持分に基づき利益配当や残余財産の分配を受ける権利なども、当然に分割されて承継されることはない⁽⁹³⁾とされる。

ここで述べられているのは、投資信託受益権(a)とそこに含まれる受益権(b)を一体と把握しようということであり、そこから生じる具体的請求権(?)は想定されていないように見える。佐久間は、投資信託における受益者の元本償還金等の支払いを受ける権利(b)が、共同相続人の準共有となる受益権(a)と別個に分割承継されるものではないということから、直ちに、「そのため、権利が後に現実化したときには、共同相続人全員で支払を受けるべきことになる」とも述べており、やはり?の存在は少なくともbと別個のものとしては考えられていない。山下もこのような

理解に近い。山下は、一二月判決が、投資信託受益権〔 a 〕が共同相続された場合に、その受益権を構成する元本償還金の交付を受ける権利〔 β 〕について、「共同相続人の一人が単独で権利行使すること」を否定したと理解した上で、⁹⁵ 収益分配金の交付を受ける権利〔 β 〕についても同じように捉えている。⁹⁶ ここでも、 γ に当たる権利の存在は想定されていない。

(c) 支分権を含めた把握

たしかに、例えば預金者たる地位〔 a 〕における抽象的な預金債権〔 β 〕については、そこから具体的な預金請求権〔 γ 〕が独立することを想定することができないため、上記のような考え方で足りる。しかし、株式における配当を受ける権利や、投資信託受益権における収益分配金を受ける権利には、さらに、そこから生じる支分権としての具体的な金銭請求権〔 γ 〕を想定することができ、この考え方は対処できないのではないか。潮見佳男は、明白に、一二月判決は「投資信託受益権に基づいて個別具体的に発生した支分権たる配当請求権や、投資信託の元本償還金の払渡請求権」の扱いについて判示したものであると述べている。⁹⁷

繰り返しになるが、一二月判決は、収益分配金の交付を受ける権利〔 β 〕が投資信託受益権〔 a 〕の内容を構成するものであることを理由に、預り金債権が当然に分割されることはないとしたものである。これはつまり、収益分配金の支払請求権〔 γ 〕についても当然分割を否定したものと理解することができる。しかし、 a が当然分割されるものでなく、 β が a の内容を構成する（だからこれも分割もされない）からといって、そのことから直ちに γ についてまで当然分割を否定する結論が導かれるのだろうか。少なくとも従来の考え方によれば、そうはならないはずである。では、具体的請求権が分割されない根拠をどう考えればいいのか。この点について、佐久間と潮見の見解を見ていきたい。

(3) 具体的請求権が分割されない根拠？

(a) 一体性判断の實質的正当化

上述のとおり、佐久間は抽象的権利(β)から独立した具体的権利(γ)の存在を想定していないように見える。他方で、βがαと一体として把握されるべき実質的理由を述べているので、その点がγの扱いに影響するか検証したい。

佐久間はまず、信託受益権と株式が法律の規定(信託法二条七号、会社法一〇五条)によつて一個の権利ないし地位として構成されていることをαとβ(およびγ)の一体性の根拠とする。さらにこれに加えて、「信託受益権と株式がそのような(複数の権利を束ねる一個の)権利ないし地位と構成されることは、受益者や株主が受ける金銭的利益は信託や会社の運営の結果であるところ、その利益を受ける者を運営に関与させることがその者の利益の確保のためにも会社や信託の健全な運営のためにも望ましいといった考慮から、実質的にも根拠付けられると思われる」と述べる(一)内は筆者捕捉⁸⁸⁾。しかし、たとえそうであるとしても、βにとどまらずγについてまで分割が否定される根拠はよく分らない。信託受益権や株式に含まれるβの権利さえαと一体なのであれば、遺産共有中に具体的金銭請求権(γ)が分割帰属することになつても、ここで述べられている目的は達成されるように思われるからである。

他方で佐久間は、賃貸人の賃料債権・債務不履行の場合の契約解除権・契約終了時の目的物返還請求権や、預金者の預金債権・取引履歴開示請求権等については、「それらを一個の包括的権利ないし地位のもとに置く旨の規定はなく、また、一個の権利ないし地位に一括することにより促進または維持される利益もとくに存しない」とする⁸⁹⁾。これによれば、平成一七年判決や平成二一年判決の結論を正当化することができる。しかし、預金債権についてはまだしも、賃貸人の賃料債権について、本当にそのように言うことができるだろうか。まず、一体とする利益については、平成一七年判決を契機として、賃貸人としての地位と賃料債権とを分離させるべきでないとする議論があることにはすでに触れた

(三三)。また、賃料債権が分割される場合であっても、そこで想定されているのは支分権としての賃料債権(γ)のみであり、基本権としての賃料債権(β)は分割されずに残るのではないだろうか。その限りでは、一体性は維持される。いずれの場合においても、 α と β が一体であることによってγが当然分割を否定される理由は示されていない。

(b) 契約による基礎づけ

他方、潮見は、上述のとおり具体的請求権であるγの存在を想定した上で、これが当然分割されないことについて、契約の観点から裏付けようとする。

潮見はまず、二月判決によって、①「共同相続の対象となる権利に金銭の給付にかかる部分が含まれているもの、金銭給付に還元されないその余の権限等もまた、その権利の本質的な要素を成している場合」と、②「もっぱら金銭の給付を内容とする債権(金銭債権)についても、債権の分割に対して法令上の制限が課されている場合」には、金銭債権が当然に分割されることはないとの法理が強固に確立したと評価する。⁽¹⁰⁾

しかし、これらの法理のみでは、「投信信託受益権に基づいて個別具体的に発生した支分権たる配当請求権や、投資信託受益権が解約されたことにより具体的に発生した解約金返還請求権(γ)について、当然分割という処理が排除されるわけではない。そこで潮見は、二月判決が扱わなかったこの問題、すなわち、「共同相続の対象であるのがもっぱら金銭の給付を目的とする債権であり、かつ、法令による分割制限が存在しない場合」に、それでもなお当然分割を否定することが相当であるとされる場面はないのかと問題提起をする。そして、その金銭債権を生み出した契約上の地位を考慮することで当然分割が否定される場合がありうると主張する。⁽¹¹⁾ 潮見は次のように言う。

「契約から生じる金銭債権に対して当該契約により一定の内容・属性が与えられている場合に、相続によって債権者

が変動したからといって、このことを理由に、その金銭債権に対して契約により与えられた内容・属性に変化がもたらされるものではない……。したがって、債権発生原因である契約により内容・属性を与えられた金銭債権が相続の結果として共同相続人に承継される場合に、分割単独債権として各自に帰属するのか、それとも、共同相続人の準共有となるのかも、債権の発生原因である契約により当該債権に与えられた内容・属性（債権者に与えられる権限を含む）に即して判断されるべきである⁽¹⁰⁾。ただし、金銭債権に何らかの「内容・属性」が与えられているからと言って、その全てが考慮されるわけではない。考慮されるのは、「金銭の支払以外の権利・権限であつて契約上の地位を特徴付けるにあたり本質的と考えられるもの」と、「金銭債権の分割帰属・分割単独行使を制限するもの（約定による分割制限）」のみとされる。例えば平成二一年判決で問題となった、定期預金債権における取引履歴開示請求権などは、「附随的・非本質的なもの」であり、考慮されない⁽¹⁰⁾。

これによれば、例えば個々の金融商品・有価証券に関して、金銭債権（ β ）ないし債権金銭請求権（ γ ）の在り方について、どのような商品設計が意図されたのかを見ていくことになる。そこで債権・請求権の帰属や行使方法が定められているような場合には、相続開始後もその内容が維持されることになる。このような見方は、それ自体としては正当なものであるように思われる。他方で、「契約上の地位を特徴付けるにあたり本質的と考えられるもの」を決める基準がどこにあるのかは、一義的に明らかかなわけではない。また、「金銭債権の分割帰属・分割単独行使を制限する」という基準がどの程度はつきりと示されていなければならないのかも、評価に幅がありそうである。債権の分割を否定するこの二つの基準は、突き詰めると、当該契約またはその契約類型一般においてどのような債権の帰属形態や行使方法が望ましいと考えられるのかという議論に行き着く⁽¹⁰⁾。

いずれにせよ、一二月判決が実際にこのような枠組みのもとで判断をしたのかは明らかではない。

(69) 長男であるYが、自身の寄与分を定める処分を求めて審判を申し立てたが、認められなかった。

(70) なおYは、協議の継続中に一方的に訴えを提起したことが権利の濫用に当たるとの主張をしたが、認められなかった。

(71) 一番は、Xらの共有物分割の訴えを認容。Yの控訴に対して、Xらも附帯控訴した。Xらは、投資信託について一番が具体的な口数を前提とする分割を命じたことについて、「口数は日々変動するものであるから、口数が増加する場合には被控訴人らが取得する持分が過小となるという不利益を生じるし、口数が減少する場合には換価することが不可能となる」というものであり、「Yら三名が各自四で除した数字の一口未滿を切り捨てた口数を取得し、残余を全てXが取得する」と変更するよう求めた。さらに、この主張が認められなかった場合の予備的請求として、Xに対し、上記内容で換価手続をするよう求めた。

(72) なお上告受理申立て理由は、次のとおりである。原判決を前提にすると、Xらは金融機関を相手として払戻請求の訴訟をすることになる。しかし金融機関は、投資信託は不可分債権であると主張しており、Yの同意なしでの解約に応じない。不可分債権に基づく訴えは必要共同訴訟であるから、金融機関の主張が通ると訴えを起こしても却下される。すると、Xらは投資信託の解約ができなくなってしまう。以上の点から、Xらは判例の統一を求めた。なおXらは、投資信託等は不可分債権であると主張している。

(73) 古くは大判大正九年二月三日民録二六輯二〇六二頁、最高裁としては最判昭和二九年四月八日民集八巻四号八一九頁を嚆矢とし、周知のとおり様々な観点からの批判を受けつつも、最判平成一六年四月二〇日判時一八五九号六一頁においても維持されている。

(74) 二月判決の内容とも関わる評釈として、堂園昇平「判批(二月判決)」銀法七七三号一〇頁(二〇一四年)、潮見佳男「判批(二月判決)」金法二〇〇一七頁(二〇一四年)、平林美紀「判批(二月判決)」リマークス五〇七頁(二〇一五年)、原惠美「判批(二月判決)」平成二六年度重判解(ジュリ増刊一四七九号)八七頁(二〇一五年)、田中亘「判批(二月判決)」水野紀子リ大村敦志編『民法判例百選Ⅲ親族・相続』二三四頁(有斐閣、二〇一五年)、青竹美佳「判批(二月判決)」判評六八二号(判時三二七号)一九頁(二〇一五年)などのほか、平成二六年二月と二月の両判決を併せて論じるものとして、山下・前掲注(5)、佐久間毅「投資信託受益権の共同相続」金法二〇一三三五七頁(二〇一五年)がある。なお、最高裁判決以前の投資信託の共同相続をめぐる問題を網羅的に分析するものとして、中田裕康「投資信託の共同相続」現代民事判例研究会『民事判例VI—二〇一二年後期』(日本評論社、二〇一三年)。

(75) いずれの理由付けについても疑問があるものとして、平林・前掲注(74)七二頁以下。

(76) 堂園・前掲注(74)一五頁。

(77) なお被告であるYは、金融実務の慣行に従った書類をXが提出していないなどと主張している。また、X以外の相続人は、参加人として、本件投

資信託は運用の実績に応じて単価および配当金変動するものであり、各共同相続人が解約実行請求権を準共有しているため、可分債権とは言えないと主張した。

(78) 平成二六年二月判決以前の裁判例がこのような議論枠組みを採用していたことについては、山下・前掲注(5)五〇頁以下を参照。

(79) 山下・前掲注(5)五四頁、潮見・前掲注(3)五七頁。

(80) 山下・前掲注(5)五五頁、山下真弘「判批(二月判決)」金判一四七七号六頁(二〇一五年)のほか、二月判決の評釈である平林・前掲注(74)七三頁。

(81) 水野貴浩「判批(二月判決)」現代民事判例研究会編『民事判例XI—二〇一五年前期—』一〇頁以下(日本評論社、二〇一五年)のほか、高橋恒夫「判批(二月判決)」銀法七八三号七頁(二〇一五年)。なお水野はそこで、代償財産も遺産分割の対象になるとの有力説を支持している。

(82) 佐久間・前掲注(74)六三頁のほか、長秀之「判批(二月判決)」NBL一〇五四号九二頁(二〇一五年)、松尾弘「判批(二月判決)」法セミ七七号一八頁(二〇一五年)。

(83) 原・前掲注(74)八八頁は、二月判決について、「預金の原資にまで遡って、受益権の内容を構成する権利により取得されたと特定できるかたちで保管されている場合には、預金債権が準共有になると判示するもの」と理解し、相続開始前に発生した債権についてもその射程が及ぶのかが問題になると指摘する。小川・前掲注(2)二〇四頁以下も参照。

(84) 藤原彰吾「判批(二月判決)」金法二〇二五頁(二〇一五年)は、「相続開始時に存在した預金に加える形で、相続開始後に元本償還金等が入金となった場合、相続開始に伴い当然分割されるものと当然分割されないものが混在することになる」とし、たうえて、「管理方法の工夫が求められる」と言う。佐久間・前掲注(74)六三頁も、「相続開始時の口座の残高債権は、相続開始により当然に分割されて各相続人に帰属している。そのため口座の残高債権は、各相続人に帰属する債権と全相続人の準共有に属する債権とからなることになる」とする。

(85) 潮見・前掲注(3)五八頁。ここではさらに、預金債権を準共有とするような構成の採用を正面から検討すべきと述べられている。嶋津元「判批(二月判決)」法協二三三巻二号一六〇頁以下(二〇一五年)も、相続開始前に生じた元本償還金請求権・収益分配金請求権が当然に分割されない可能性を指摘する。

(86) 山下・前掲注(5)四六頁以下、原・前掲注(74)八八頁、佐久間・前掲注(74)六一頁以下。

(87) 平成一七年判決との関係について、判例時報等の囲み記事は、「収益分配金は、投資信託受益権を構成する権利の一つであって、元本の一部払戻しとみなされる特別分配金も存在すること等に照らせば、投資信託受益権を元物とする果実には当たらないと解される」と言う。なお、平成一七年

判決との関係を整理する必要性を示唆するものとしては、浅井弘章「判批(二月判決)」銀法六四頁(二〇一五年)、高橋前掲注(81)七二頁、長前掲注(82)九三頁などがある。

(88) なお、株式については、すでに最判昭和四五年一月三日民集二四卷一号一頁が可分性を否定する判断を示していた。

(89) 山下・前掲注(5)四七頁。

(90) 山下・前掲注(5)四七頁。

(91) 山下・前掲注(5)五四頁。

(92) 原・前掲注(74)八八頁。ここでは、最判平成七年九月五日民集四九卷八号二七三三頁の示したゴルフ会員権の権利構造が、同種の構造をもつものとして挙げられている。

(93) 佐久間・前掲注(74)六二頁。

(94) 佐久間・前掲注(74)六三頁。

(95) 山下・前掲注(5)五三頁。

(96) 山下・前掲注(5)五三頁。もともと、収益分配金の扱いについては明示されているわけではなく、平成一七年判決との対比をした上で、「(一)月判決には」収益配当金を受益権の法定果実と見る発想はなく、元本償還金と同様の意味で、相続財産たる受益権の価値変容物と理解されているようである」と評価しているにとどまる(一)内は筆者捕捉。

(97) 潮見・前掲注(3)五六頁。

(98) 佐久間・前掲注(74)六二頁の注(32)。

(99) 佐久間・前掲注(74)六二頁の注(32)。

(100) そうでなければ、その後の遺産分割で質貸不動産が単独所有となっても、基本権たる質料債権が他の共同相続人に分割帰属したままということになっただけで済まないだろうか。

(101) 潮見・前掲注(74)九頁。なお、①の点について、平林・前掲注(74)七三頁は、「本質的な要素」か否かを判断する基準の曖昧さを指摘する。

(102) 潮見・前掲注(74)一〇頁。

(103) 潮見・前掲注(74)一〇頁。

(104) 潮見・前掲注(74)一〇頁。

(105) なお、水野(貴)・前掲注(81)一一〇頁は、「共同相続された投信受益権について相続開始後に具体的に発生する権利を当然分割されるものとそうでないものとに分けて処理を行うこと」が、「相続人にとつても、顧客対応を一手に担う販売会社にとつても、負担が大きく現実的とは言い難い」という事情が、投資信託受益権自体と収益分配請求権とを切り離す処理を避けさせたと見る。

五 考察と結語

1 考察

(1) 遺産から生じた果実に関する議論の確認

まず、遺産から生じた果実の扱いについて現状を確認しておきたい。現在、果実ないし収益は、原則として遺産分割の対象とはならないけれども、相続人間に合意があれば遺産分割の対象に含めることができると思えられている。

しかし、これは相続法上の理念を実現しようとして到達した帰結ではなく、家事審判手続上の限界から導かれたものである。理念として、果実ないし収益をも含めた分割が望ましいことを否定する見解はほとんど見られない。他方で平成一七年判決は、遺産共有状態から生じる法律関係が遺産分割の趣旨を考慮することなく物権法の仕組みに従って処理されることをあらためて明らかにした。遺産から生じた果実は、このように、①手続上の限界と、②遺産共有の場面の物権法上の仕組みで規律する判例理論の二つの壁によって、当事者間の合意という抜け道を通る以外には、遺産分割の対象となる道を閉ざされている。

これに対して、果実が遺産分割の対象になるか否かという文脈からは外れたところで、平成一七年判決を機に、賃貸人たる地位の相続という観点からこの問題を捉えようとする動きがある。この動きは、すでに述べたように(三三)、遺産から生じる賃料債権の問題が、物権的な遺産共有の問題であるだけでなく、契約関係の承継の問題でもあることを

認識させる。

(2) 一二月判決をめぐる議論が与える影響

(a) 遺産から生じた果実への影響

では、一二月判決をめぐる議論は、この現状に何らかの影響を与えるだろうか。ここまで見てきたように、一二月判決は、相続による金銭債権の当然分割法理をめぐる議論の中に位置づけられている。すなわち、投資信託受益権と元本償還金および収益分配金の交付を受ける権利との一体性を示すことで、そこから生じる具体的請求権をも一体のものとし、金銭債権の当然分割法理を限定するものとして理解されている。

この議論は、遺産から生じた果実が一般的に遺産分割の対象になるのかという問題とは関係をもたない。しかし、賃料債権についてはそうではない。賃料債権は、遺産の果実であると同時に、賃貸借契約すなわち賃貸人としての地位から生じるものでもある。一二月判決における投資信託受益権(a (bを含む))と収益分配金請求権(γ)の関係は、平成一七年判決における賃貸人たる地位(a (bを含む))と賃料債権(γ)の関係と相似形をなす。一二月判決の判断枠組みは、賃料債権の問題をもその対象として捕捉する。だからこそ佐久間は、賃貸借契約の場面に於いて、自身の理解する基準においても、賃料債権の当然分割という平成一七年判決の結論が整合的に説明できることを示す必要があった。佐久間と潮見の提示する見解ないし枠組みは(四三③)、いずれも、平成一七年判決の結論を否定するものではない。むしろ、その判断を肯定する方向に働くものである。しかし、一二月判決は、少なくとも次の点で、債権の当然分割法理の制限に止まらない意義を有している。それは、相続開始後に発生した債権(γ)であつても、その発生原因である契約が相続開始前に締結されていた場合には、おそらくは遺産分割の対象となりうることを認めたことである。そして、

その「債権」から、法定果実を法定果実だというだけで除外する理由はない。例えば株式の配当金は、従来の裁判例でも果実として扱われ、当事者間に合意がなければ、遺産分割の対象にはならないと考えることができた⁽¹⁰⁾。株式における配当金請求権について、一二月判決の枠組みに載せてその構造を分析する準備はない。しかし、一二月判決により、この点について検討の必要性が生じることになったとは言える。

(b) 賃料債権への影響

最後に、やや遠い将来のことであるが、次の点を指摘しておくことにしたい。

まず、金銭債権の共同相続に関しては、近時、注目すべき判決が相次いで出されており、可分債権を当然分割とする判例法理の位置づけに対して再検討を試みる論考も多く見られるようになって⁽¹¹⁾いる。仮に当然分割法理が否定されるに至っても、そのことは法定果実を遺産分割の対象に含めることを意味しない。他方で、すでに述べたとおり、契約上の地位の相続という観点が注目を集めている。ここでも同様に、契約上の地位から生じた債権について当然分割を否定する声が強⁽¹²⁾い。しかし、これもまたその債権を遺産分割の対象に含めるか否かとは直結する議論ではない。

他方で、賃貸人たる地位（基本権たる賃料債権）が相続され、そこから具体的な賃料債権が生じた場合は、これを含めて一体の財産と見ることは、不可能ではないように思われる。これは、被相続人の締結した契約から生じたものだからである⁽¹³⁾。少なくとも、共有物の使用権限のあり方と同視して結論づける共有説的発想からは、このことを否定できない。そのような基本権としての賃料債権と支分権としての賃料債権を一体とする見方が認められるのかは、最終的には「定着した法観念」⁽¹⁴⁾に依拠せざるを得ないのかもしれない。しかし、一二月判決の存在は、その可能性が認められる余地があることを示しているのではないか。

2 結語

本稿は、遺産から生じた果実の遺産分割対象性をめぐる議論に対して平成二六年一二月判決が与える影響について考察したものである。だが、議論の整理に終始し、遺産分割の対象になる・ならないという、はっきりとした結論や見解を示すには至っていない。また、この問題は、本来であれば、手続面も含めて適切な遺産管理のルールを創設することで対処すべきであると思う⁽¹⁰⁾。本稿はその点にも及んでいない。

本稿の結論は以下のとおりである。遺産から生じた果実が遺産分割の対象になるかという問題については、相続法上の理念としては遺産分割審判の目的の点からこれを肯定する見解が強い。しかし、家事審判手続上の限界と、遺産共有を物権法秩序のみで捉える判例法理によって、その道は閉ざされている。他方で、後者については、遺産共有の観点ではなく契約上の地位の相続の観点から、債権の当然分割を否定する道が開けつつある。さらに、平成二六年一二月判決によって、契約上の地位の相続が生じた場合に、その地位から相続開始後に生じた債権をも遺産分割の対象にする道が開けた。その道幅は広くはなさそうであるが、投資信託受益権以外が通れないほどに狭いわけではない。従来、法定果実として捉えられてきた債権も例外ではない。

(106) 一二月判決は分割方法については判断していない。したがって、たんに、元本償還金請求権および収益分配金請求権（またはそれらについての預り金債権）の行使方法について、共同で行使しなければならないことを述べたにとどまるとも読むことができる。しかし、このような見方は、前掲注(2)で述べたように、考え難い。

(107) 平成一七年判決以後のものとして、名古屋地判平成三年一月三日金判一三八一六〇頁、および、その控訴審判決である名古屋高判平成二三年五月二七日金判一三八一五五頁。

(108) 本報告で扱った諸判決以外に、郵政民営化前の定額郵便貯金債権を不可分としたものとして最判平成三年一〇月八日民集六四巻七号一七一九頁

がある。

- (109) 二〇一〇年以降に限ってみても、伊藤栄寿「共同相続における預金債権の取扱い」名法二五〇号一五五頁(二〇一三年)、川地・前掲注(68)、窪田充見「金銭債務と金銭債権の相続」論ジュリ一〇号一一九頁(二〇一四年)、西希代子「金銭債権・債務の共同相続」司法書士五二二号一七頁(二〇一五年) などがある。

(110) このような見方が不可能でないことは、平成一七年判決の判旨にも暗に示唆されているように思われる。平成一七年判決の基本的な論理構造は、遺産共有状態を物権法上の共有と捉え、そこから生じた法定果実を遺産とは別個の共有財産だとするものである。ところが、判旨には、「遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権」との一節がある。ここには、相続開始後に果実発生の原因があるとのイメージが含まれているように見え、そのことが、遺産分割の対象から外すことの一つの要素になっていると理解できなくもない。しかし、相続開始後に生じた賃料債権であっても、その発生原因は相続開始前からすでに存在している。

- (111) 佐久間・前掲注(74) 六四頁。

(112) 金子敏明「相続財産の重層性をめぐって(二)」法協二一九卷二号二一四頁以下(二〇〇二年)(同「相続財産論」吉田克己・片山直也編『財の多様化と民法学』七三七頁以下(商事法務、二〇一四年)、宮本誠子「フランス法における遺産の管理(二・完)」阪法五六卷五号一五一頁以下(二〇〇七年)、水野(紀)・前掲注(56) 二〇四頁以下などを参照。また、伊藤昌司・前掲注(35) 三八〇頁も、これが遺産の管理の問題であることを強調する。

(113) なお、仮に本稿のような考え方がありうるとした場合、相続開始前に被相続人の意思で貸し出されていた物件から生じた賃料債権と、相続開始後に新たに締結された契約から生じた賃料債権とは区別されることになる。この処理が混乱を生むことは想像に難くない。やはり遺産管理のルールを創設することが望ましいように思う。

〔付記〕 二〇一六年一月末に脱稿後、二月判決および十二月判決に関する多数の評釈が現れている。しかし、それらの

内容を十分に反映させることができなかった。